

議案第69号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月5日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

○給料表の改正（月例給を平均約3.3%引上げ）

月例給を月12,300円から段階的に月7,900円の引上げ。

○期末手当の支給率の引上げ

支給月数を0.025月引上げ（現行2.5月⇒改定2.525月）

○勤勉手当の支給率の引上げ

支給月数を0.025月引上げ（現行2.1月⇒改定2.125月）

○宿日直手当の支給額の改定

宿日直手当を4,400円から4,700円に改定。

○通勤手当の額の改定

① 現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分について、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施。

② 令和8年4月から、上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設ける。

3 附則

・公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

・第19条の期末手当及び第20条の勤勉手当については、令和8年4月1日から施行する。

・特例措置

期末手当・勤勉手当について、令和7年12月分の期末手当・勤勉手当の支給月数については1.275月及び1.075月とし、通年で各100分の2.5月分の引上げとなるよう調整する。

・第11条の通勤手当に関する経過措置

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、「使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員38,700円」から「使用距離が片道100キロメートル以上である職員66,400円」とあるのは「使用距離が片道60キロメートル以上である職員38,700円」と読み替える。

(参考)

		6月期	12月期
令和7年度 期末手当	職員 再任用職員	1. 25月 (支給済み)	1. 275月 (現行1. 25月)
令和8年度 期末手当	職員 再任用職員	1. 2625月	1. 2625月

		6月期	12月期
令和7年度 勤勉手当	職員 再任用職員	1. 05月 (支給済み)	1. 075月 (現行1. 05月)
令和8年度 勤勉手当	職員 再任用職員	1. 0625月	1. 0625月

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当) 第11条 略 (1) ～ (3) 略 2 略 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数期間につきそれぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満で	(通勤手当) 第11条 略 (1) ～ (3) 略 2 略 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数期間につきそれぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満で

ある職員 13,500円
 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満で
 ある職員 16,600円
 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で
 ある職員 19,700円
 ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で
 ある職員 22,800円
 ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で
 ある職員 25,900円
 コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で
 ある職員 29,100円
 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で
 ある職員 32,300円
 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で
 ある職員 35,500円
 ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満で
 ある職員 38,700円
 セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満で
 ある職員 42,200円
 ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満で
 ある職員 45,700円
 タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満で
 ある職員 49,200円
 チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満で

ある職員 12,900円
 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満で
 ある職員 15,800円
 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で
 ある職員 18,700円
 ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で
 ある職員 21,600円
 ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で
 ある職員 24,400円
 コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で
 ある職員 26,200円
 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で
 ある職員 28,000円
 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で
 ある職員 29,800円
 ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

)

)

ある職員 52,700円
ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満で
ある職員 56,200円
テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満で
ある職員 59,600円
ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満で
ある職員 63,000円
チ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

(3) 略
3～9 略

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円（その勤務が執務が行われる時間がある日で別に定めるものの退庁時時間の2分の1に相当する時間である日では7,050円）を超えない範囲から引き続いて行われる場合にあっては、常内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額23,500円を超えない範囲内において別に定める額とする。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、災害等の警戒勤務にあっては、その勤務1回につき、7,050円を超えない範囲内において、実勤務時間を勘案して、宿日直手当として支給する。

(3) 略
3～9 略

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円（その勤務が執務が行われる時間がある日で別に定めるものの退庁時時間の2分の1に相当する時間である日では6,600円）を超えない範囲から引き続いて行われる場合にあっては、常内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額22,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、災害等の警戒勤務にあっては、その勤務1回につき、6,600円を超えない範囲内において、実勤務時間を勘案して、宿日直手当として支給する。

(期末手当)

第19条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在(退職、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級					
	号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		額	額	額	額	額

(期末手当)

第19条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在(退職、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級						
		号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		額	額	額	額	額	額

25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900

220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500

50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	

50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	

75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000
90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300
91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600
92	268,000	307,600	357,900	399,300	410,800
93	268,300	307,800	358,100	399,600	411,000
94		308,000	358,400	400,000	
95		308,300	358,800	400,400	
96		308,700	359,100	400,700	
97		308,900	359,400	401,000	
98		309,200	359,800	401,300	
99		309,500	360,200	401,600	

75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000	386,500	398,500
87	256,300	297,400	346,400	386,900	398,800
88	256,600	297,700	346,800	387,300	399,000
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200
90	257,200	298,300	347,400	388,100	399,500
91	257,500	298,600	347,800	388,500	399,800
92	257,800	299,000	348,200	388,900	400,000
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200
94		299,400	348,800	389,700	
95		299,700	349,200	390,100	
96		300,100	349,500	390,500	
97		300,300	349,800	390,900	
98		300,600	350,200	391,300	
99		301,000	350,600	391,700	

-12-

附則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第19条及び第20条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
(期末手当に関する特例措置)
- 2 令和7年12月に支給する期末手当については、改正前の条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。
(勤勉手当に関する特例措置)
- 3 令和7年12月に支給する勤勉手当については、改正前の条例第20条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。
(令和8年3月31日までの間の間における通勤手当に関する経過措置)
- 4 この附則第1の規定に関わらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第11条第2項第2号中「ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円」から「ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円」とあるのは「ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円」と読み替える。
(給与の内払)
- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。